

じょ し さ べつ  
**女子差別**  
てつ ぱい じょう やく まな  
**撤廃条約を学ぼう**



じょ し さ べつ  
**女子差別**  
てつ ぱい じょう やく まな  
撤廃条約を学ぼう

じょ し さ べつ てっぱいじょうやく まな  
**女子差別撤廃条約を学ぼう**

企 画 大阪府

発 行 日 2006年6月30日

編集・発行 ヒューライツ大阪((財)アジア・太平洋人権情報センター)

〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 piaNPO 3階

TEL 06(6577)3578 FAX 06(6577)3583

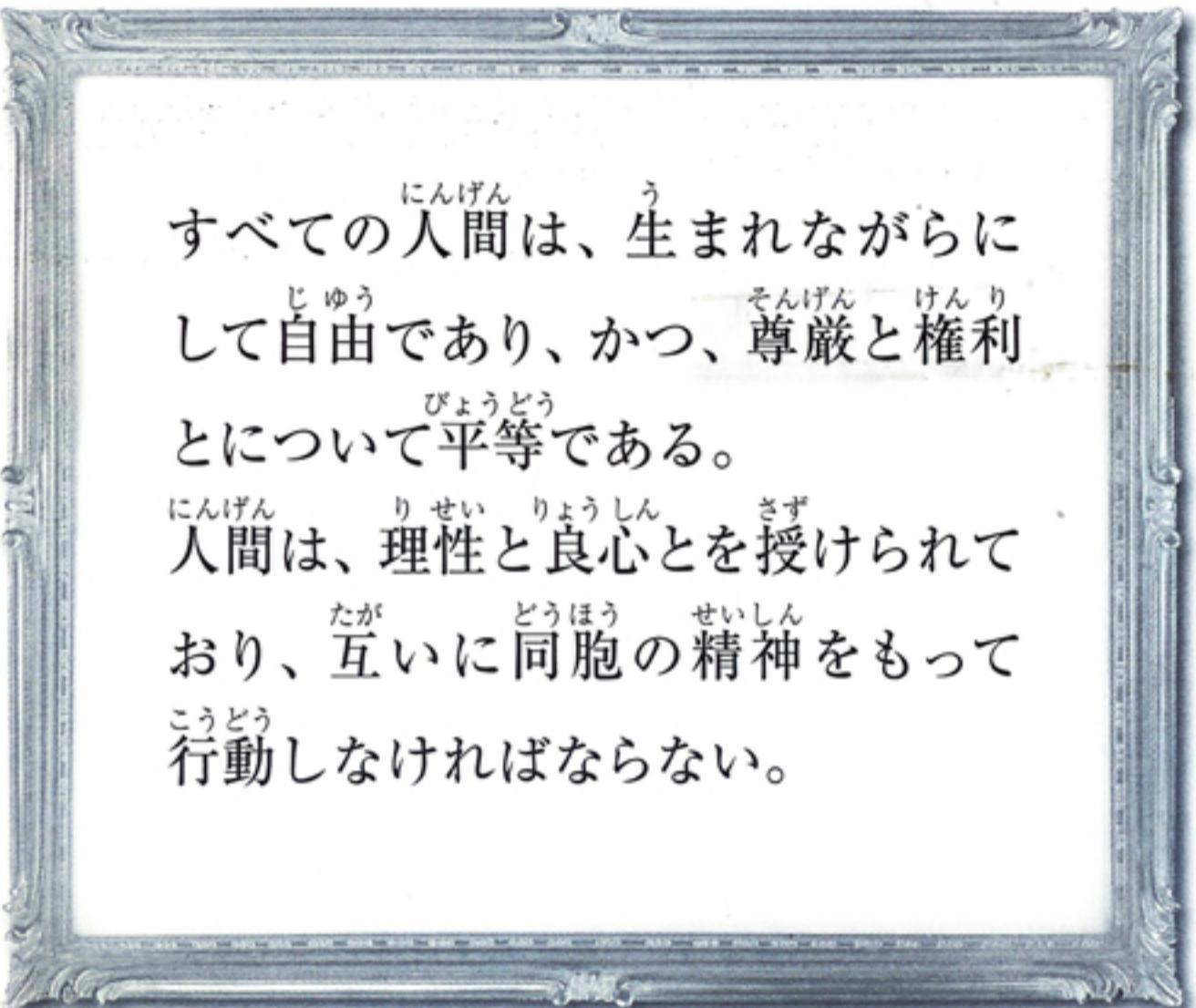
領価 200円

R 100  
吉紙配合率100%再生紙を使用しています



 ヒューライツ大阪  
HURIGHTS OSAKA

# はじめに(国連の人権に関する条約について)



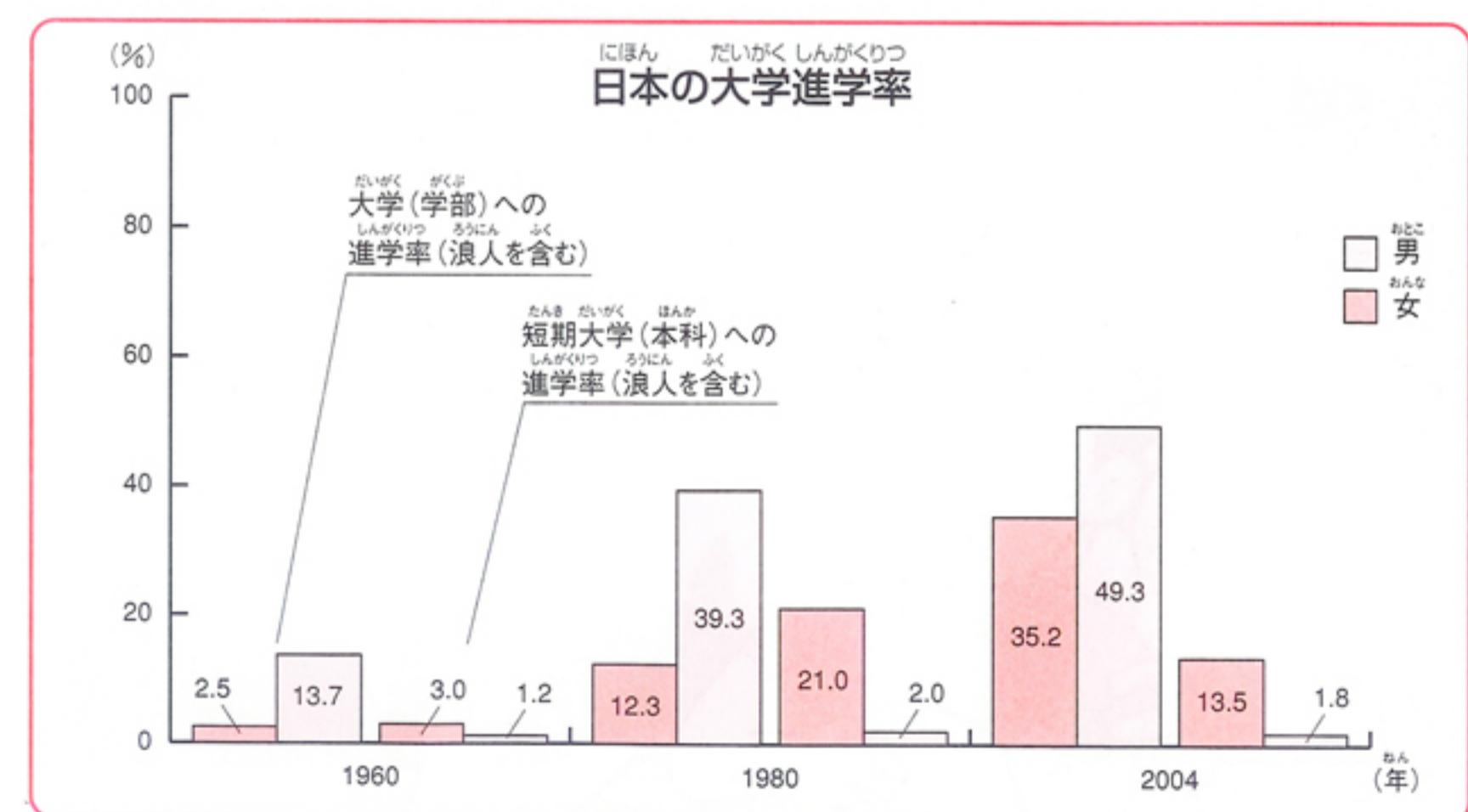
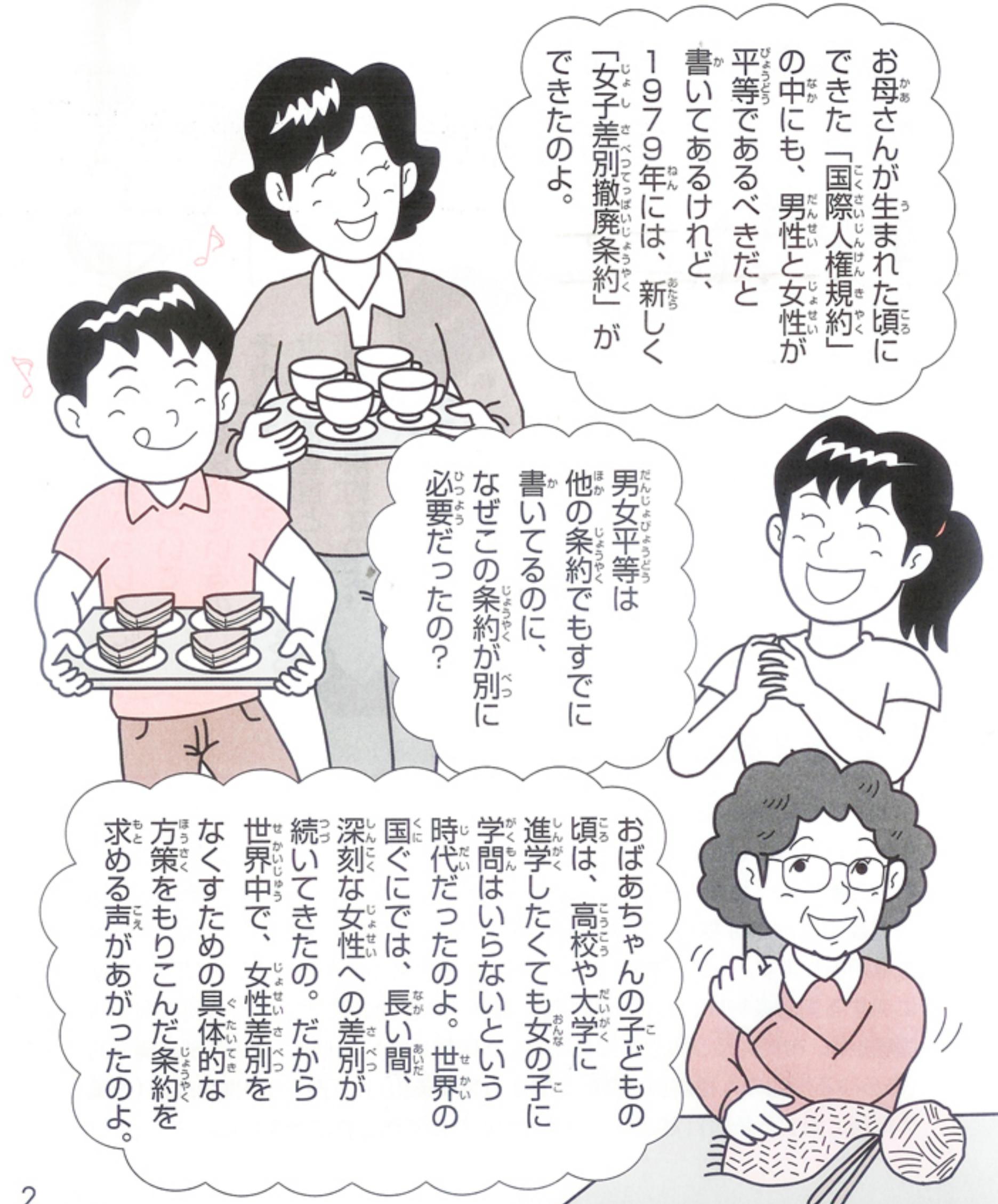
世界人権宣言第1条



## 人権に関する国際社会のルール

1945年に国連(国際連合)が設立されて以来、人権に関する国際社会のルールとして、世界人権宣言(1948年)と人権に関する国際条約(p.26参照)が作られてきました。「世界人権宣言」は法的義務は伴いませんが、道義的な義務と各国が達成しなければならない人権保障の共通の基準を示したという点で大きな意義があります。一方、条約は、国としての法的義務を伴う約束ごとです。人権に関する国際条約は、「国際人権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約)」の他に「人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)」、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」など多くの条約がこれまで作られてきました。

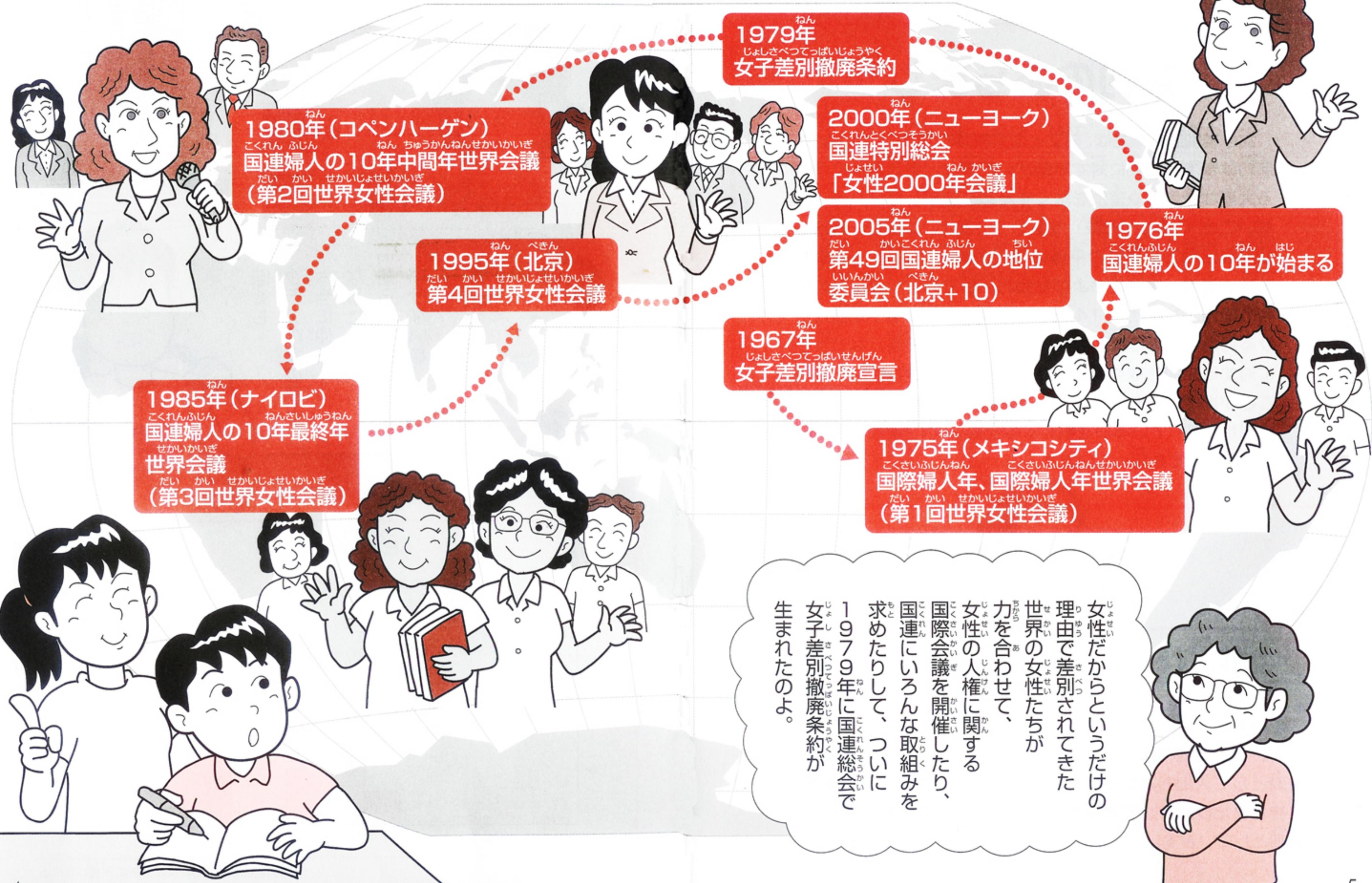
# なぜ個別の条約が必要だったのか



だんじょびょうどう

せかいとりく

# 男女平等にむけての世界の取組み



## じょうやく 条約のあらまし

女子差別撤廃条約は、前文と本文30条からなっています。条約はまず、女性に対する差別の定義など条約全体にかかる大事な考え方や差別をなくすために国がしなければならないこと（1条から6条）を定めています。つぎに、政治や公的な活動での男女の平等の権利の確保（7条から9条）、教育や雇用、経済的および社会的活動での男女の平等の権利の確保（10条から14条）、法の前の男女平等や家族における男女の平等の権利の確保（15条から16条）など女性に対する差別をなくすために国が確保しなければならないことが掲げられています。また、条約が定める男女平等の権利が守られているかを検討する仕組み（17条から22条）などについても定めています。



第一部

### じょせいたいさべつていぎじょうやくぜんたい 女性に対する差別の定義など条約全体にかかる大事な考え方

この条約では、女性に対する差別の定義を、あらゆる分野において、女性であるからという理由によって、女性が男女平等を基礎として人権および基本的自由を認識し、享有し、行使することをさまたげたり、できなくしたりするような区別、排除または制限としています。



じょうやく  
くに  
この条約では、国はどんなことを  
やくそく  
約束するのでしょうか

### じょせいさべつ 女性を差別しない



### じょせいさべつ 女性差別を禁止 する法律をつくる



くに  
玉は

### こじんきぎょうだんたい 個人、企業、団体に じょせいたいさべつ 女性に対する差別を させないようにする



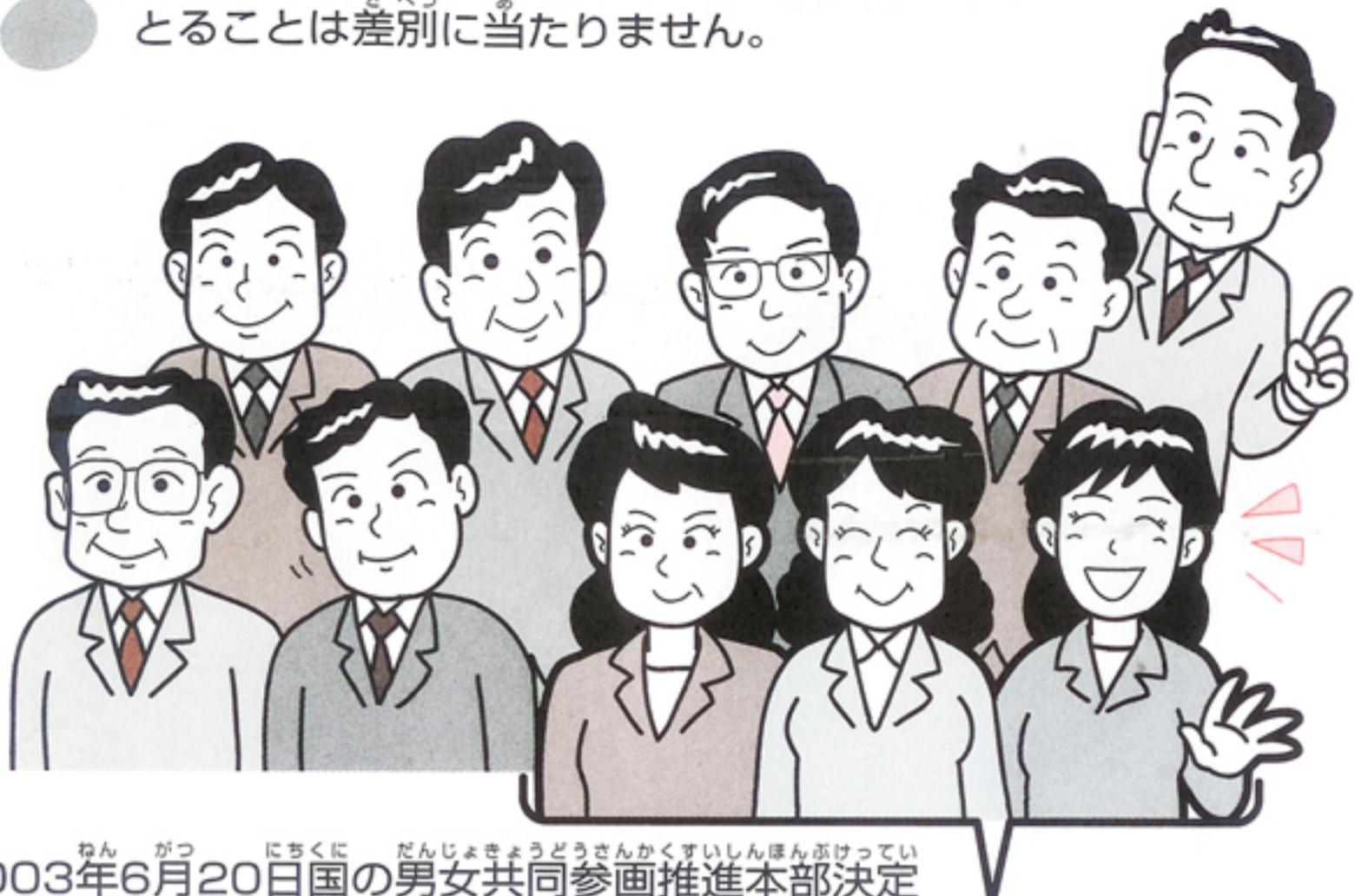
### じょせいさべつ 女性に差別的な ほうりつ 法律、規則、慣習を はいし 廢止する





# さべつ こういうことは差別になりません

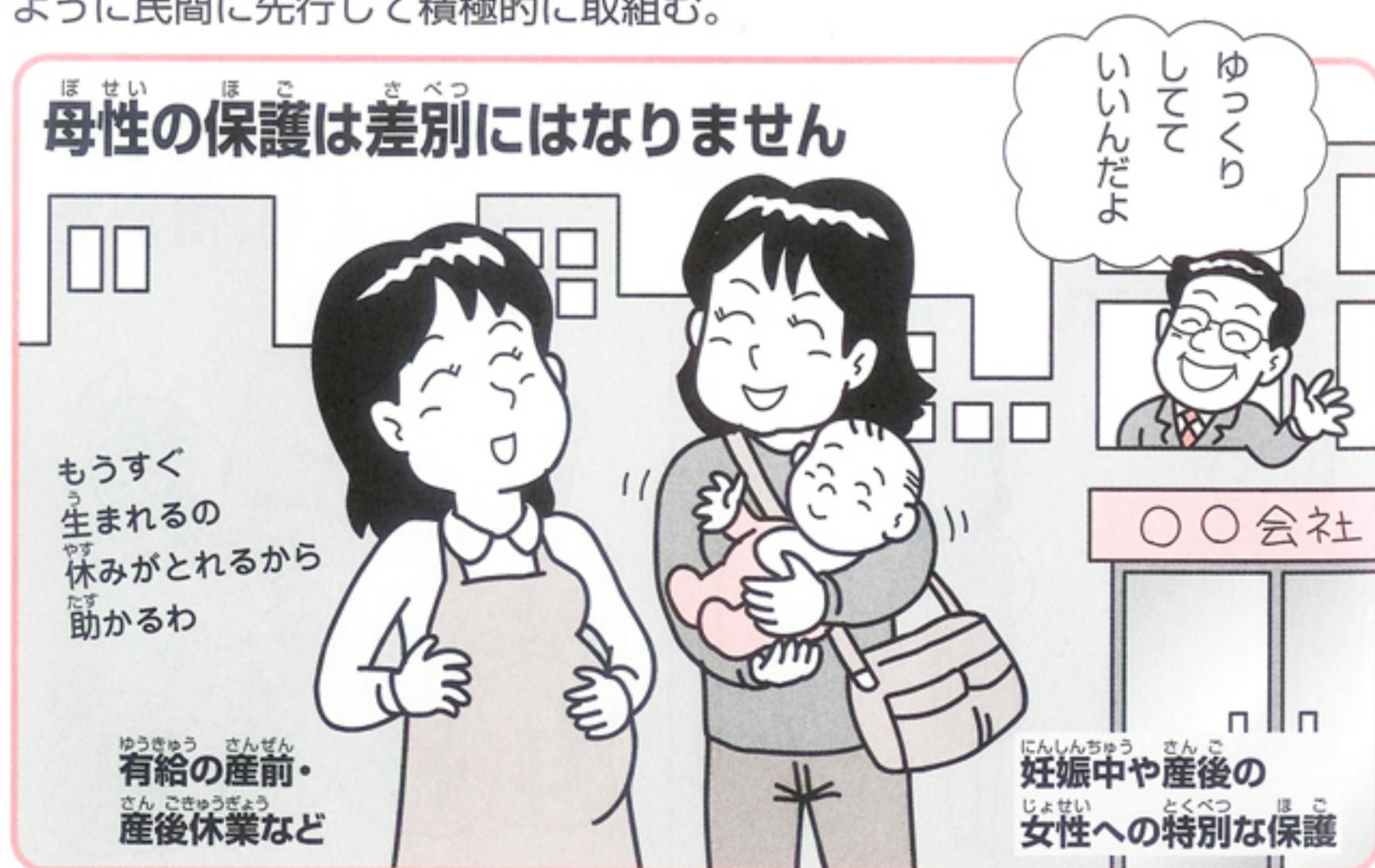
じっさい びょうどうたっせい 実際の平等達成のために、一時的に女性に対して特別な措置を  
いちじてき じょせい たい とくべつ そち とすることは差別に当たりません。



ねん がつ にちくに だんじょきょうどうさんかくすいしんほんぶけってい  
2003年6月20日国男女共同参画推進本部決定

せいふくにしんぎかい 政府は国審議会などにおける女性委員の割合について、30%程度になる  
じょせいいいいん わりあい ていど  
みんかんせんこう せっせきよくてきとりく ように民間に先行して積極的に取組む。

## 母性の保護は差別にはなりません



# おとこひと 男の人はこうだ、女の人はこうだ、 おんなひと と決めてかかっていませんか

じょせい だんせい 女性と男性について、決まった役割分担や、優劣の考え方を  
あらた 改めていきましょう。

どういう人を思い浮かべますか？



おとここつよ  
男の子は強くなきゃ？



せきにんしゃ おとこひと  
責任者はやっぱり男の人じゃなきゃダメ？



おとここりけい  
男の子は理系？



おんなこぶんけい  
誰が決めたんだろ？

# 女性をもののように売ったり 買ったりしてはいけません



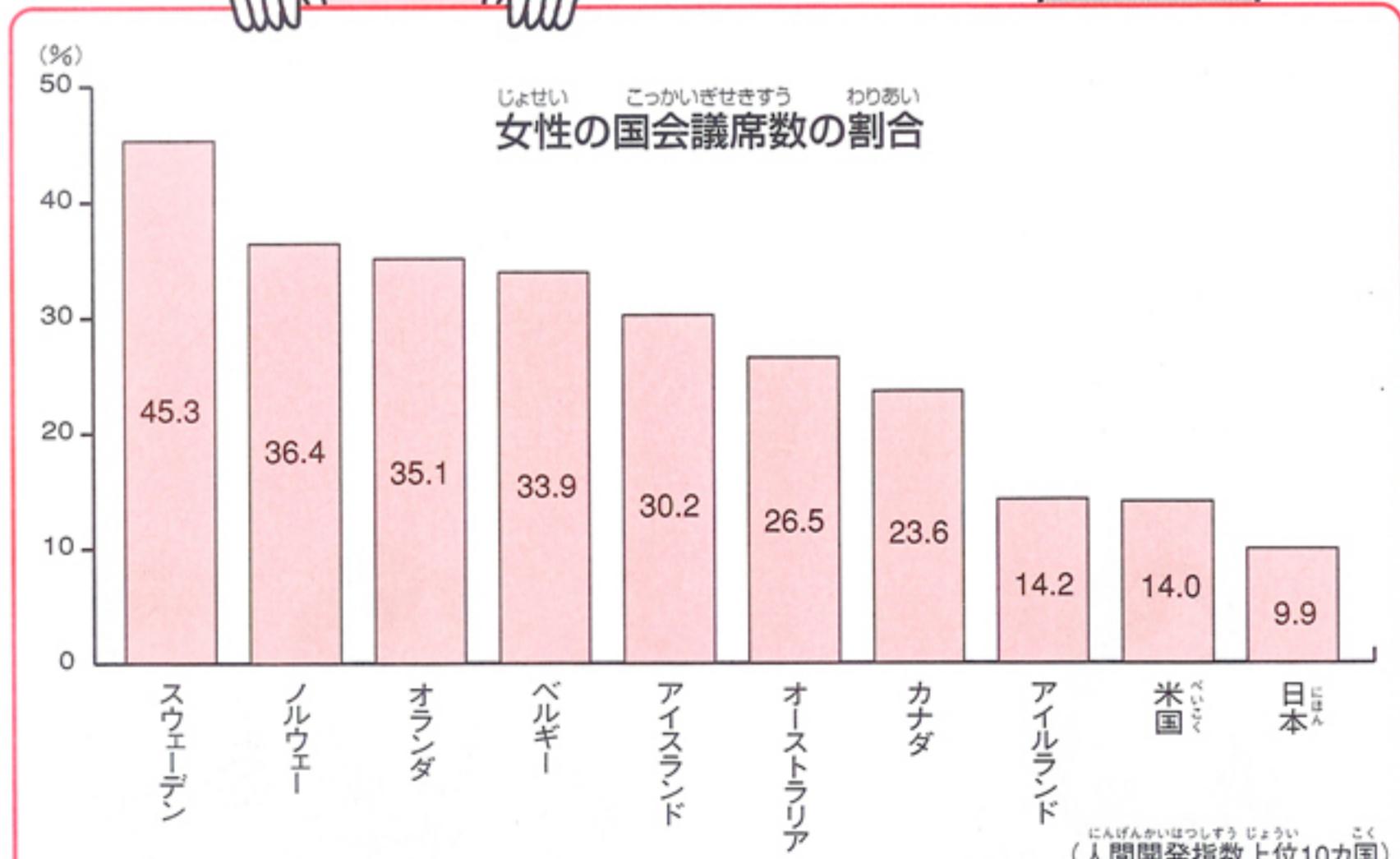
じんしんばいばい  
**人身売買**

人の売買、特に女性や子どもの売買が国際的に大きな問題になっています。国連では、「人身取引議定書（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書）」を採択して、各国に人身売買の取締りと被害者の保護を求めています。日本も、2004年に人身取引対策行動計画をつくりました。それをふまえて法律が改正され、人身取引の取締りの強化と被害者の保護が図られています。

## 第2部 政治や公的な活動での男女の平等の権利の確保

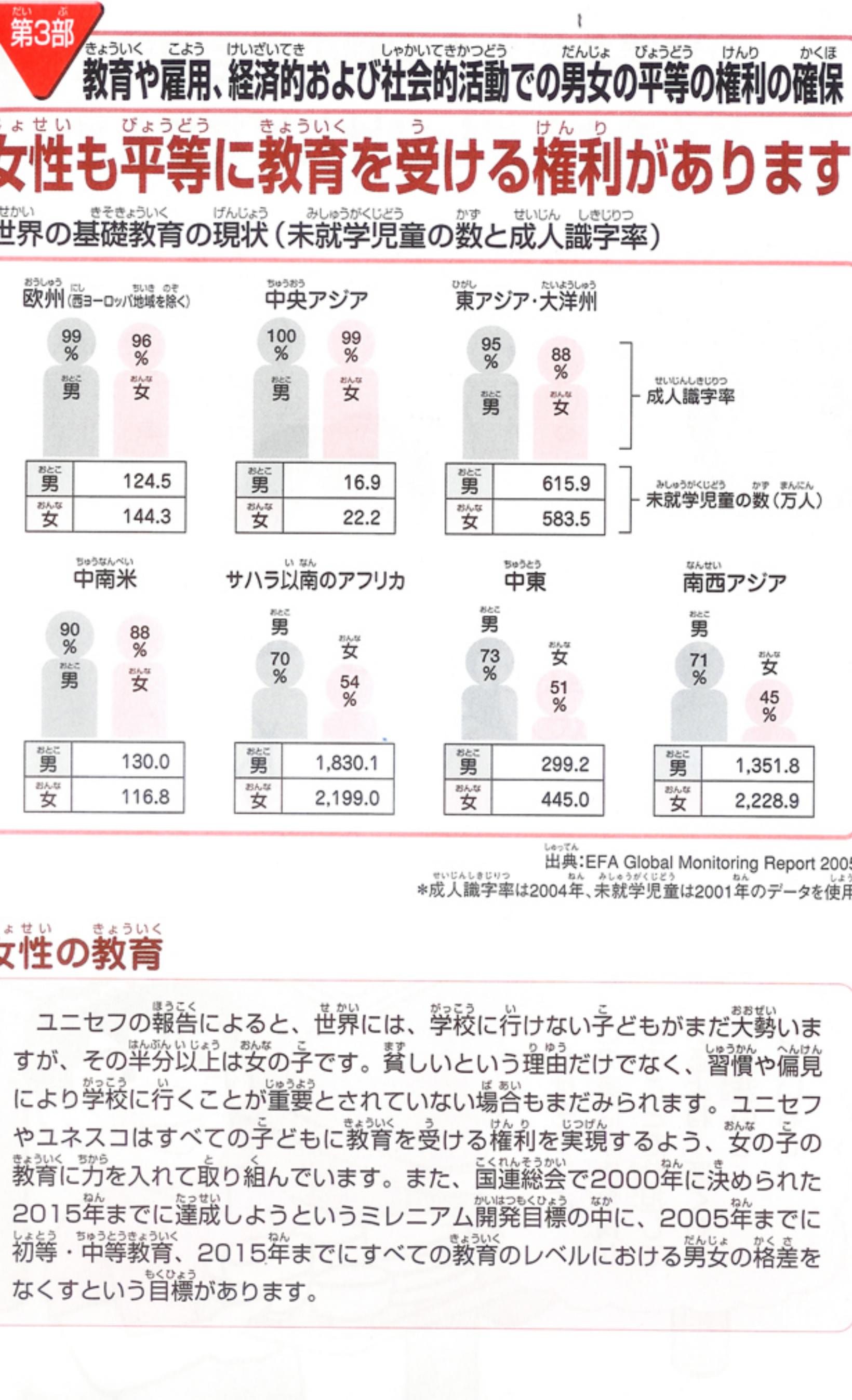
### 政治への参加

選挙において投票するなどの権利、政策の策定に平等に参加する権利があります。



参考) 人間開発指数:長寿、知識、人間らしい生活水準の3つの分野について測った指標  
出典:人間開発報告書2004、国連開発計画(UNDP)2004  
(人間開発指数上位10カ国)

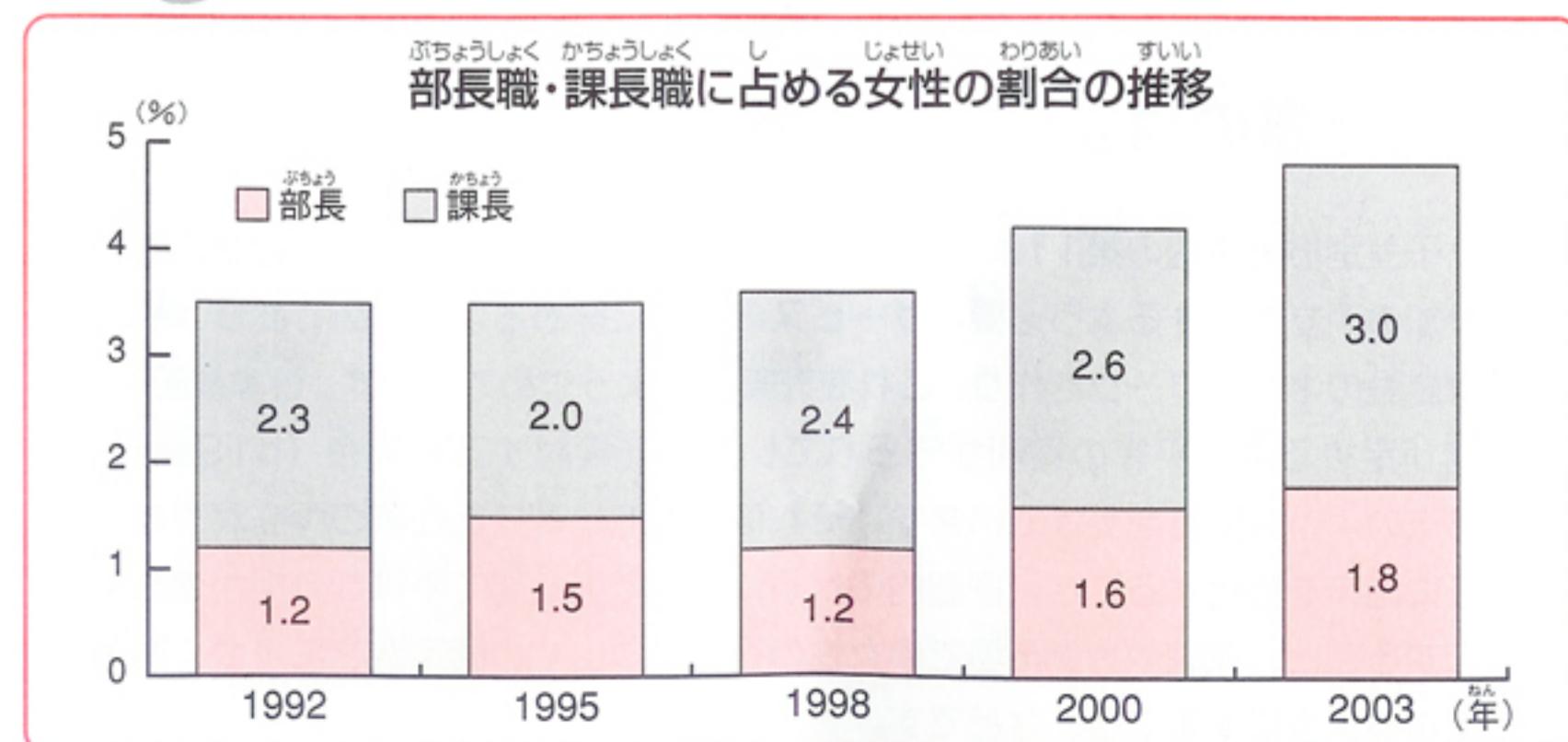
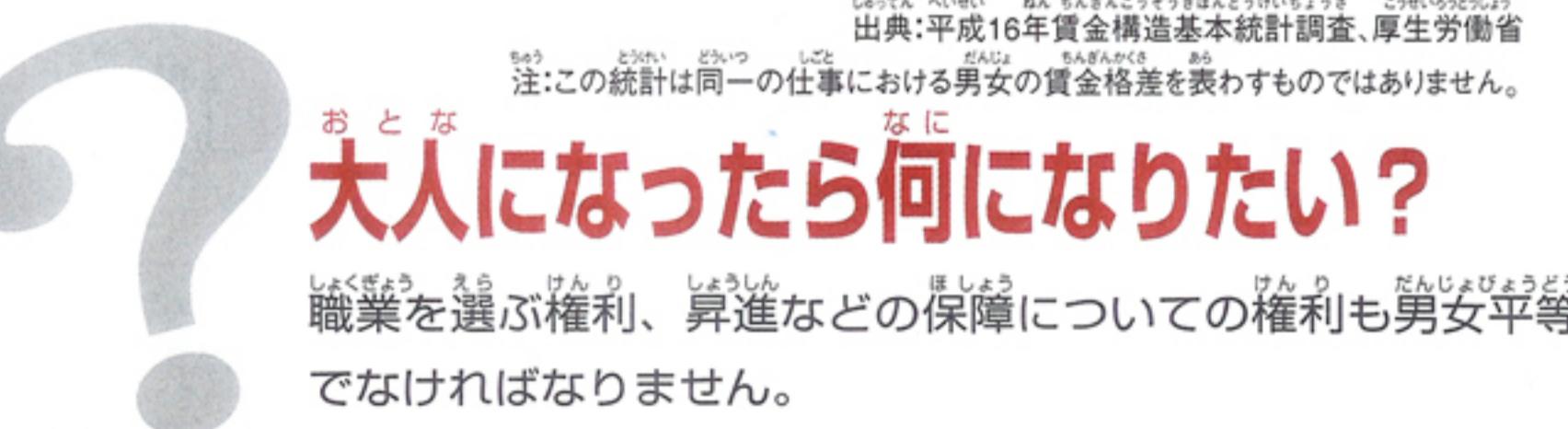
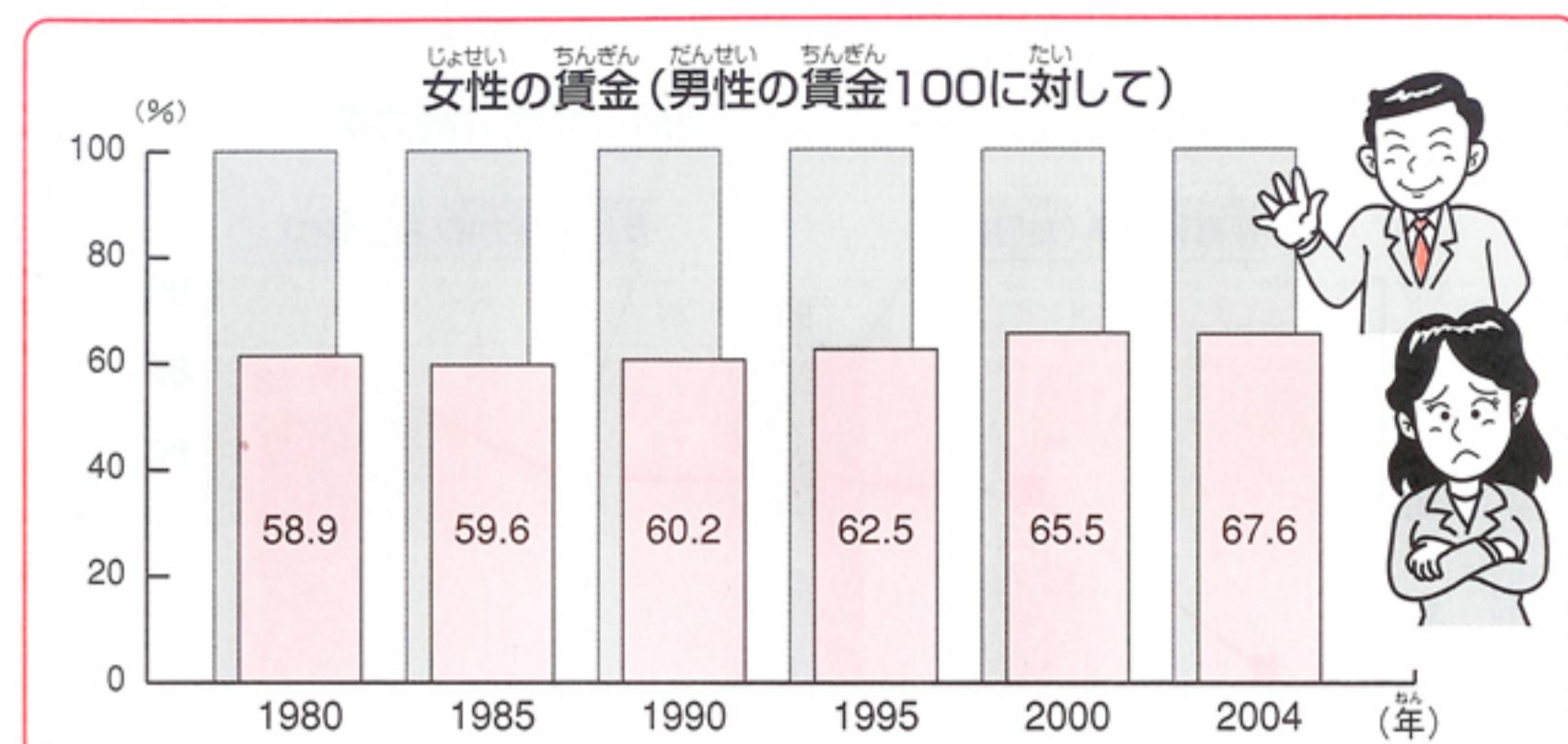
# 国際的に政府を代表したり国際機関の活動に 参加する機会は平等でなければなりません



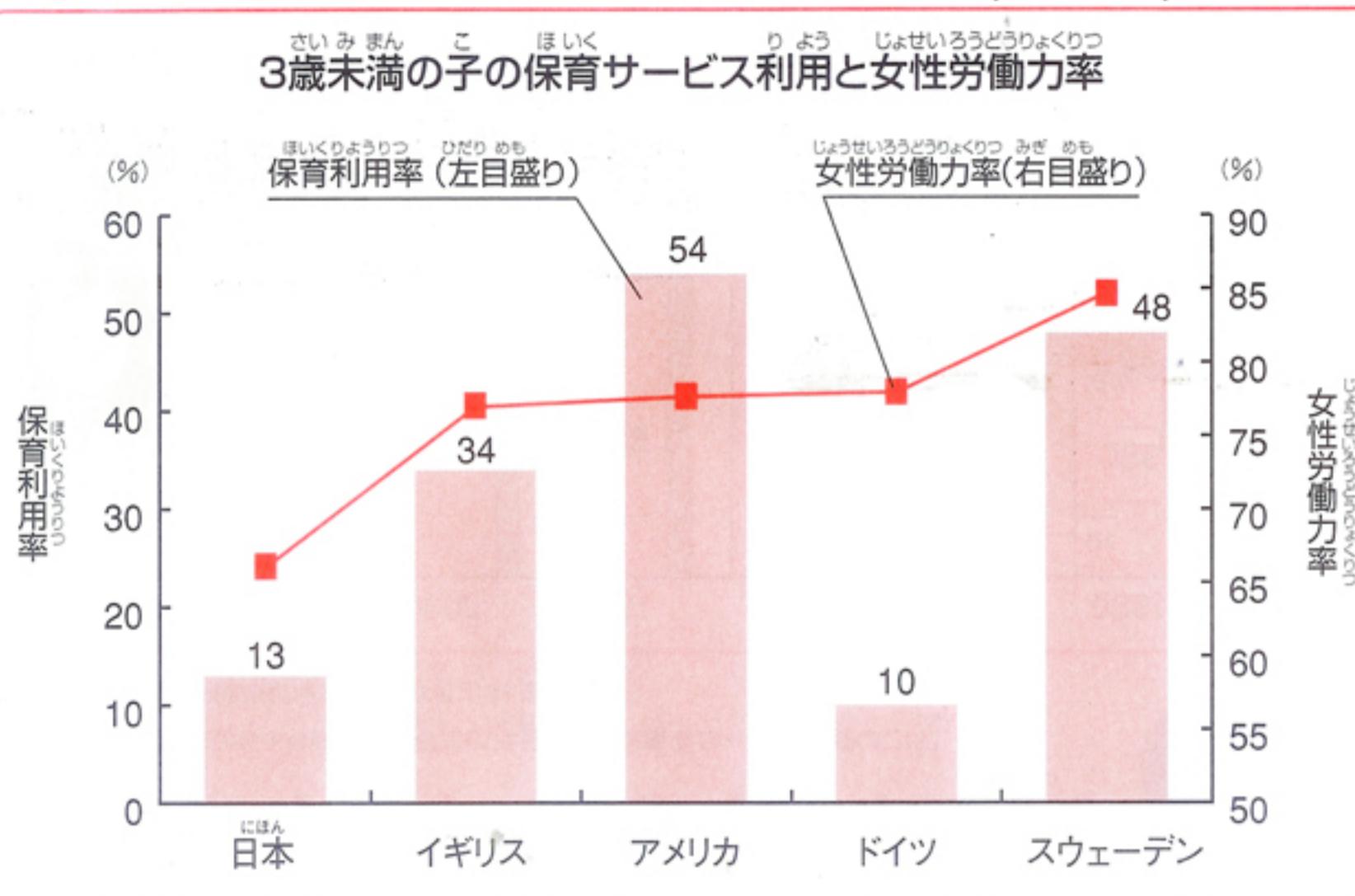
# 教科書も男女の役割の固定観念をなくすようにしなければなりません



# 同じ仕事に対して男の人も女の人も賃金は同じでなければなりません



# 妊娠したら 仕事は続けられる?

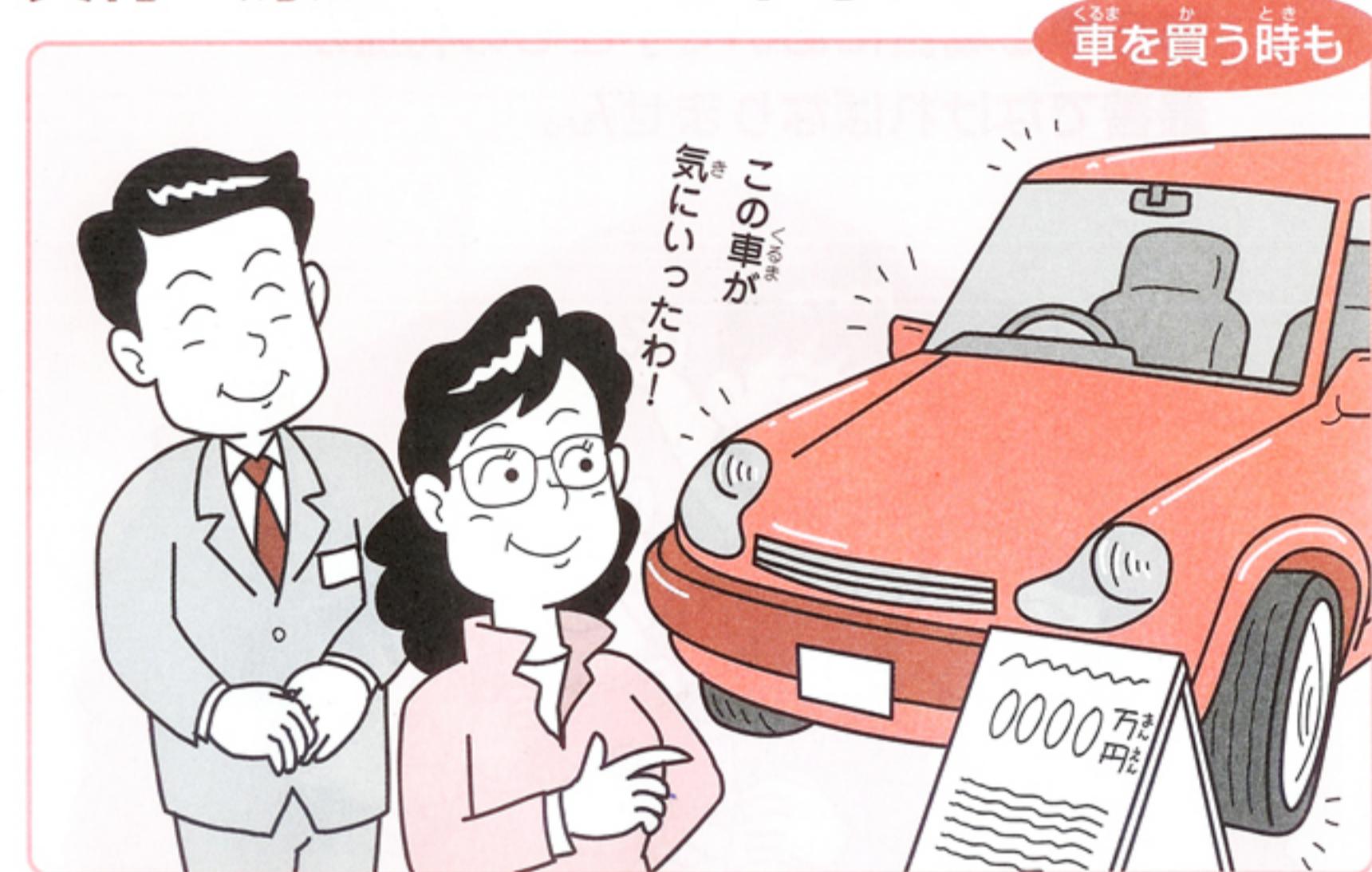


## 家庭と仕事の両立のためのサービス

女子差別撤廃条約の第11条第2項(c)は、親が家庭責任と職業、社会的活動の参加の両立ができるよう必要なサービスの提供に努めるよう定めており、特に、保育施設のネットワークを作り、これを充実するよう求めています。日本政府は、条約が定める男女平等の権利が守られているかを検討する委員会(p19参照)から次のような勧告を受けています。それは、家庭的責任と仕事の両立ができるように施策を強化すること、家庭内の仕事において男女間で平等な分担が進むようになると、家庭や労働市場での女性の役割についての固定観念に基づく期待が変わるようにすること、などです。

## 法の前の男女の平等や家族における平等の権利の確保

### 契約・財産についても平等です



# 夫婦では、父親も母親も子どもに対して 同じ権利、同じ責任をもちます

あらゆる場合において子どもの利益が  
最善でなければなりません。



最善の利益

女子差別撤廃条約第16条第1項は、婚姻、家族関係について男女平等を規定し、(d)号では、親としての同一の権利と責任を定めるとともに、「あらゆる場合において子の利益は至上である」としています。このことは、世界中の子どもの基本的人権を広く保障するために1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」においても定められています。その条約第3条は、子どもの最善の利益について、子どもに関してあらゆる取組みを行うときには、大人の判断を押しつけるのではなく、子どもにとって一番良い方法を考えなければならないとしています。

第5部

## 条約の実施を確保する仕組み

この条約の実施状況を検討するために専門家による委員会を設置することが決められています。現在、女子差別撤廃委員会には23人の委員がいて、締約国がそれぞれの国での条約の実施について定期的に提出する報告を審議します。



## 日本に対する最終コメント

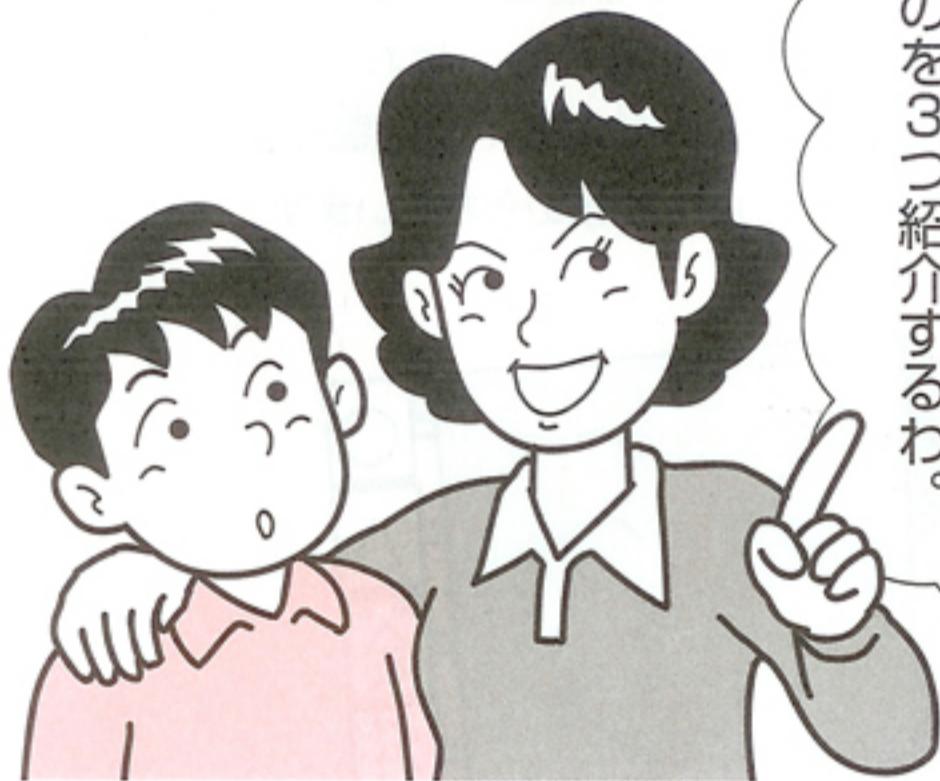
女子差別撤廃委員会は2003年6月に日本政府の第4・5回報告を審議しました。その後、日本の実施状況について、最終コメントを公表しました。そこでは、日本で男女共同参画社会基本法の制定や男女雇用機会均等法の改正、ストーカー行為等の規制等に関する法律の制定などについて評価しましたが、まだ、公的活動、労働などさまざまな分野の差別やマイノリティの女性に対する差別が残っていることを指摘して、一層努力するよう促しました。同委員会は2009年7月、第6回報告を審議しました。

## 女子差別撤廃条約選択議定書

1999年には、条約を効果的に実施するために、個人通報制度と調査制度を定めた女子差別撤廃条約選択議定書が採択されています。個人通報制度とは、この選択議定書の締約国の領域内で条約に違反する差別を受けた人が自国内で救済されなかつたと委員会が認めた場合に直接委員会に申立を行うことができる制度です。調査制度とは、この選択議定書の締約国において、重大で組織的な差別が行われているという通報を受けて、委員会が締約国と協力しながら調査を行う制度です。(2006年3月現在、日本は未批准)

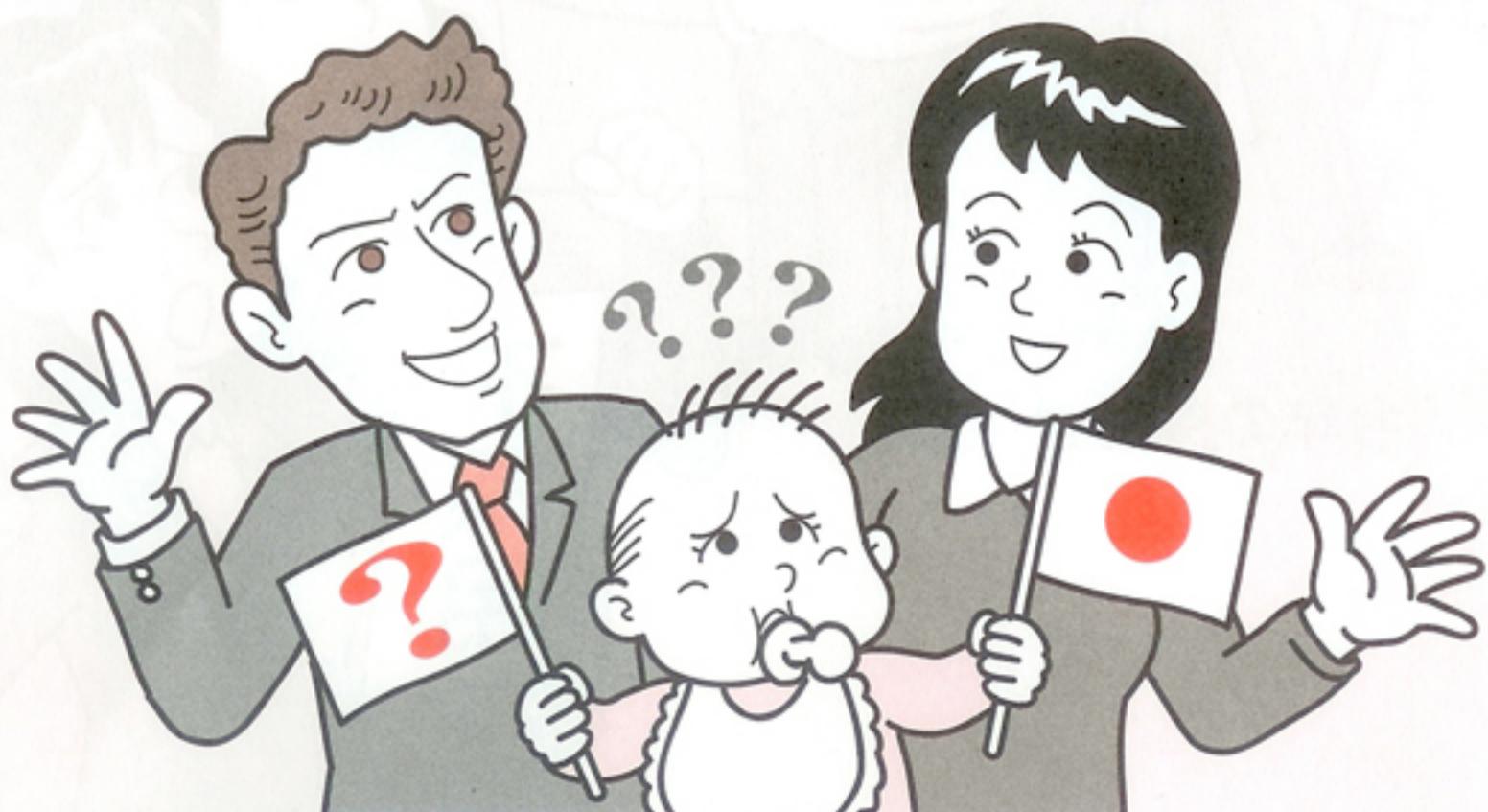


## 日本が女子差別撤廃条約を 受け入れて



### 国籍法の改正

これまでの法律では、子どものお父さんが日本国籍であれば、子どもは生まれた時から日本国籍を与えられましたが、お母さんが日本国籍であっても子どもには生まれた時から日本国籍を与えられませんでした。1984年に改正された国籍法によって、子どものお父さんかお母さんかのいずれかが日本国籍であれば、子どもは生まれた時から日本国籍が与えられるようになりました。



## 男女雇用機会均等法

それまでの法律は、賃金以外の働く条件に対して、女性への差別を禁止していましたが、男女雇用機会均等法が1985年に制定され、さらに1999年に改正されたことにより、働く人の募集・採用から退職にいたるまで、広く女性への差別的な取扱いが禁止されることになりました。けれども、依然として採用選考の段階で、女性に不利な取扱いがみられたり、管理職に就く女性の比率が低かったりする事例があり、実態面での改善が求められています。



## 家庭科は男女が共に学ぶ科目に



中学校では、男子が「技術」、女子が「家庭科」を学び、高校では女子が必ず家庭科を学ぶことになっていました。けれども女子差別撤廃条約を受け入れてから、1993年には中学校で、1994年には高校で家庭科が男女共に必ず学ぶことになりました。女子差別撤廃条約には、「教育で学ぶ内容は、男女が同じものであるべきだ」ということが述べられています。

# 世界の女性と共に

1995年に北京で第4回

世界女性会議が開催されました。

日本からも大勢の人が  
行つたのよ。

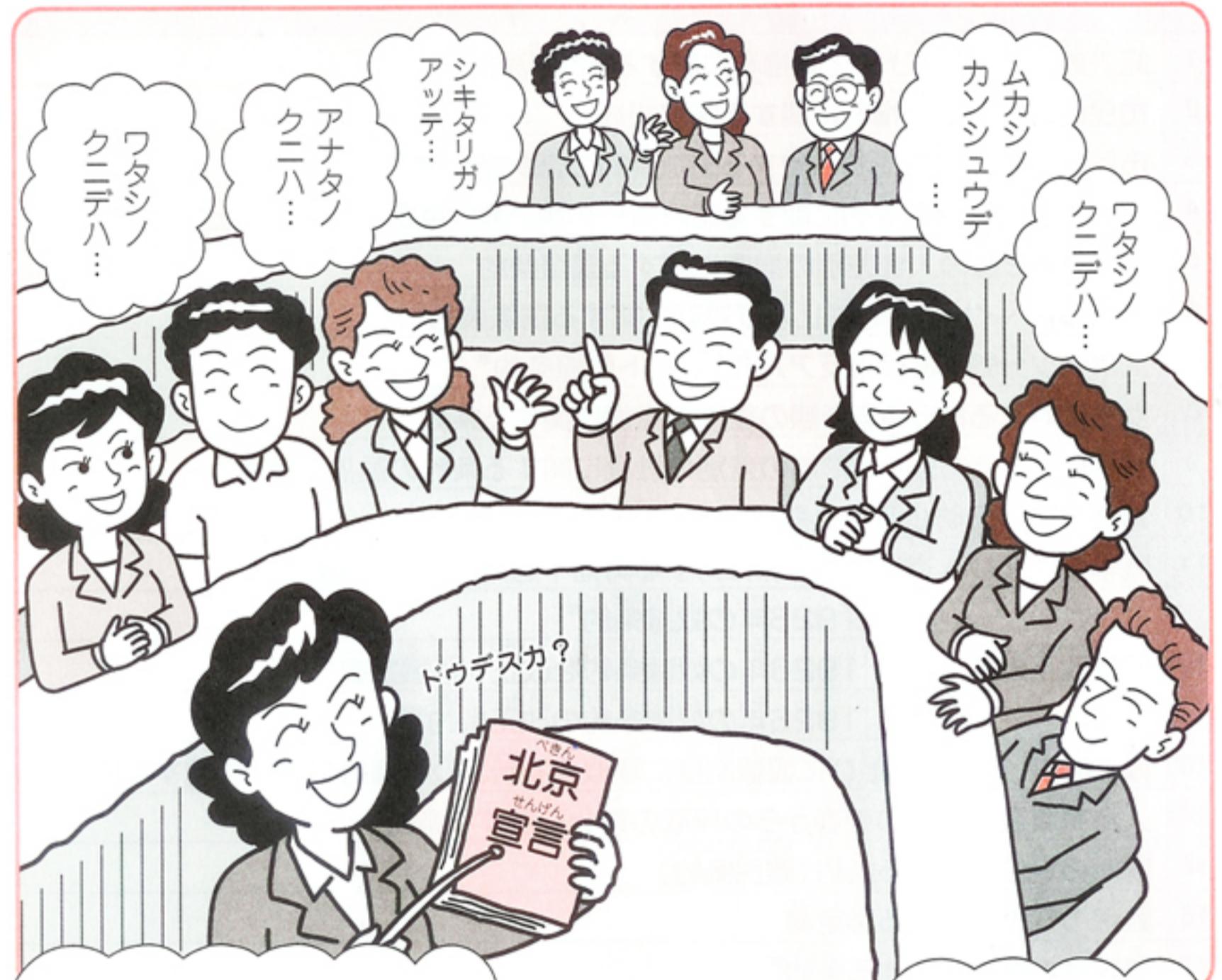


## 北京宣言・行動綱領

第4回世界女性会議に参加した各国は女性の地位向上のために一層取り組むことを宣言し、そのために12の重大問題領域を決め、行動をとることを約束しました。その重大問題領域とは、①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力闘争、⑥女性と経済、⑦権力及び意思決定における女性、⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境、⑫女児、です。

日本では第4回世界女性会議や国内の男女平等の実現に向けたこれまでの取り組みをふまえて、1999年に男女共同参画社会基本法を制定し、各自治体でも男女共同参画に向けた取組みが行われています。

2000年、2005年に世界中からニューヨークの国連本部に政府代表とNGOが集まって、北京宣言・行動綱領でいわされていることがどこまで進んでいるか、話し合って、確認しました。



この条約の内容が実現すれば、女性の人も男の人もみんながハッピーになれるんだよね。ぼくたちは、もっと行動していかないといけないよね。



世界中の先輩たちの努力によって女性の権利が前進したということが、よくわかったわ。